

第 4 税率等に関する調

1 税 率 表

(その1)

令和5年(2023年)12月1日現在

税目	課 税 標 準	税 率		
道	1 個人所得割 (1) 札幌市が課税するもの	課税総所得金額	2/100	
	(2) その他のもの	”	4/100	
	2 個人均等割	年 額	1,500円	
	3 法人税割 不均一課税適用法人	法人税額	1.8/100	
	(1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下のもの (2) 資本又は出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。) (3) 収益事業を行う法人でない社団又は財団	法人税額 法人税額が 年1,000万円 以下のもの	1.0/100	
	民	4 法人均等割	資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が1,000万円以下 であるもの 公共法人、公益法人等	20,000円
			資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が1,000万円を超え 1億円以下であるもの	50,000円
		資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が1億円を超え 10億円以下であるもの	130,000円	
		資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が10億円を超え 50億円以下であるもの	540,000円	
	資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が50億円を超えるもの	800,000円		
税	5 利子割	支払いを受けるべき利子等の額	5/100	
	6 配当割	支払いを受けるべき特定配当等の額	5/100	
事 業 税	7 株式等譲渡所得割	特定株式等の譲渡所得金額	5/100	
	1 電気供給業、ガス供給業、生命保険事業又は損害保険事業を行う法人 (1) 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人 ア 外形対象法人 (7) 収入割 (4) 付加価値割 (9) 資本割 イ その他の法人 (7) 収入割 (4) 所得割 (2) ガス供給業のうち、特定ガス供給業を行う法人 ア 収入割 イ 付加価値割 ウ 資本割 (3) その他の法人	収入金額	0.75/100	
		付加価値額	0.37/100	
		資本金等の額	0.15/100	
		収入金額	0.75/100	
		所得金額	1.85/100	
		収入金額	0.48/100	
		付加価値額	0.77/100	
		資本金等の額	0.32/100	
		収入金額	1.0/100	

令和5年(2023年)12月1日現在

税目	課 税 標 準	税 率
事業税	2 その他の事業を行う法人 (1) 特別法人	<ul style="list-style-type: none"> 所得のうち年400万円以下の金額 3.5/100 所得のうち年400万円を超える金額 4.9/100 出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所などを持っている法人の所得 4.9/100
	(2) 外形対象法人 ア 所得割	所得金額 1.0/100
	イ 付加価値割	付加価値額 1.2/100
	ウ 資本割	資本金等の額 0.5/100
	(3) その他の法人	<ul style="list-style-type: none"> 所得のうち年400万円以下の金額 3.5/100 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 5.3/100 所得のうち年800万円を超える金額 7.0/100 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所などを持っている法人の所得 7.0/100
	3 第一種事業を行う個人	課税所得金額 5/100
	4 第二種事業を行う個人	” 4/100
	5 第三種事業（次の事項を除く。）を行う個人	” 5/100
	6 第三種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業	” 3/100
	地方消費税	国内での販売、サービスの提供及び輸入される貨物
不動産取得税	不動産を取得した時における不動産の価格	4/100 (令和6年(2024年)3月31日までに行われた住宅及び土地の取得については3/100)
道たばこ税	卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡した製造たばこ	製造たばこの本数 1,000本につき 1,070円
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者 1人1日につき	<ul style="list-style-type: none"> 1 級 1,200円 2 級 1,120円 3 級 1,040円 4 級 960円 5 級 880円 6 級 800円 7 級 720円 8 級 640円 9 級 560円 10 級 480円 11 級 400円

(その2)

令和5年(2023年)12月1日現在

税目	課税標準	税率
軽油引取税	1 軽油の引取りで現実の納入を伴うもの 2 製造軽油等の販売、消費等	1キロリットルにつき 15,000円 (当分の間、32,100円)
自動車税	1 乗用車(ガソリン車及びLPG車)の取得に対する税率 (1)★★★★かつ令和12年度燃費基準を85%以上達成かつ令和2年度燃費基準を達成したガソリン車及びLPG車 (2)★★★★かつ令和12年度燃費基準を75%以上達成かつ令和2年度燃費基準を達成したガソリン車及びLPG車 (3)★★★★かつ令和12年度燃費基準を65%以上達成かつ令和2年度燃費基準を達成したガソリン車及びLPG車 (4)★★★★かつ令和12年度燃費基準を60%以上達成かつ令和2年度燃費基準を達成したガソリン車及びLPG車 2 乗用車(ディーゼル車)の取得に対する税率 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合かつ令和12年度燃費基準を60%以上達成かつ令和2年度燃費基準を達成したディーゼル車 3 バス及びトラック(車両総重量が2.5t以下のもの)の取得に対する税率 (1)★★★★かつ令和2年度燃費基準を5%以上達成したガソリン車(バスに限る。) (2)★★★★かつ平成27年度燃費基準を25%以上達成したガソリン車(トラックに限る。) (3)★★★★かつ令和2年度燃費基準を達成したガソリン車(バスに限る。) (4)★★★★かつ平成27年度燃費基準を20%以上達成したガソリン車(トラックに限る。) (5)★★★★かつ平成27年度燃費基準を15%以上達成したガソリン車 4 バス及びトラック(車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの)の取得に対する税率 (1)★★★★かつ平成27年度燃費基準を15%以上達成したガソリン車 (2)★★★★かつ平成27年度燃費基準を10%以上達成したガソリン車 (3)★★★★かつ平成27年度燃費基準を5%以上達成したガソリン車 (4)★★★★かつ令和2年度燃費基準を達成したガソリン車(バスに限る。) (5)★★★★かつ平成27年度燃費基準を20%以上達成したガソリン車(トラックに限る。) (6)★★★★かつ平成27年度燃費基準を15%以上達成したガソリン車 (7)★★★★かつ平成27年度燃費基準を10%以上達成したガソリン車 (8)平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度燃費基準を15%以上達成したディーゼル車 (9)平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度燃費基準を10%以上達成したディーゼル車 (10)平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度燃費基準を5%以上達成したディーゼル車 (11)平成21年排出ガス基準適合かつ令和2年度燃費基準を達成したディーゼル車(バスに限る。) (12)平成21年排出ガス基準適合かつ平成27年度燃費基準を20%以上達成したディーゼル車(トラックに限る。) (13)平成21年排出ガス基準適合かつ平成27年度燃費基準を15%以上達成したディーゼル車 (14)平成21年排出ガス基準適合かつ平成27年度燃費基準を10%以上達成したディーゼル車 5 バス及びトラック(車両総重量が3.5tを超えるもの)の取得に対する税率 (1)平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度燃費基準を10%以上達成したディーゼル車	通常取得価額 非課税 " 自家用:1/100、営業用:非課税 " 自家用:2/100、営業用:0.5/100 " 自家用:2/100、営業用:1/100 通常取得価額 非課税 通常取得価額 非課税 " 自家用:1/100、営業用:0.5/100 " 自家用:1/100、営業用:0.5/100 " 自家用:2/100、営業用:1/100 通常取得価額 非課税 " 自家用:1/100、営業用:0.5/100 " 自家用:2/100、営業用:1/100 " 自家用:1/100、営業用:0.5/100 " 自家用:2/100、営業用:1/100 " 自家用:1/100、営業用:0.5/100 " 自家用:2/100、営業用:1/100 " 自家用:1/100、営業用:0.5/100 " 自家用:2/100、営業用:1/100 通常取得価額 非課税

令和5年(2023年)12月1日現在

税目	課 税 標 準	税 率
自	(2) 平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度燃費基準を5%以上達成したディーゼル車	通常の取得価額
	(3) 平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減かつ平成27年度燃費基準を達成したディーゼル車	〃
動	6 電気自動車等の取得に対する税率	
	(1) 電気自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又は平成21年排出ガス基準10%低減）	通常の取得価額
	(2) プラグインハイブリッド自動車	〃
車	7 1から6に該当しない自動車の取得に対する税率	通常の取得価額
	8 バリアフリー車両及びASV（先進安全自動車）の取得に対する特例（初回新規登録を受けるもの）	
税	(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行の用に供するため又は一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するために導入するノンステップバス	通常の取得価額から1,000万円を控除
	(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行の用に供するため又は一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するために導入するリフト付きバス（乗車定員30人以上の空港アクセスバス）	通常の取得価額から800万円を控除
	(3) 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行の用に供するため又は一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するために導入するリフト付きバス（乗車定員30人以上）	通常の取得価額から650万円を控除
	(4) 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行の用に供するため又は一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するために導入するリフト付きバス（乗車定員30人未満）	通常の取得価額から200万円を控除
	(5) 一般乗用旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するために導入するユニバーサルデザインタクシー	通常の取得価額から100万円を控除
環	(6) 側方衝突警報装置及び衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）を備える車両で車両総重量が8tを超えるトラック（被けん引車を除く。）	通常の取得価額から350万円を控除
	(7) 側方衝突警報装置を備える車両で車両総重量が8tを超えるトラック（被けん引車を除く。）	通常の取得価額から175万円を控除
	(8) 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）を備えるバス等	通常の取得価額から175万円を控除
境	(9) 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）を備える車両で車両総重量が3.5tを超えるトラック（被けん引車を除く。）	通常の取得価額から175万円を控除
性	<注釈>	
	1. 「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。	
	2. 「★★★」は平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成車のことをいう。	
能		
割		

令和5年(2023年)12月1日現在

税目	課 税 標 準	税 率
自動車	キ 最大積載量が6トンを超え、7トン以下のもの	1台につき 年額 35,000円
	ク 最大積載量が7トンを超え、8トン以下のもの	” 40,500円
	ケ 最大積載量が8トンを超えるもの	” 40,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額
	(3) けん引自動車	
	ア 営業用	
	(7) 小型自動車であるもの	” 7,500円
	(イ) 普通自動車であるもの	” 15,100円
	イ 自家用	
	(7) 小型自動車であるもの	” 10,200円
	(イ) 普通自動車であるもの	” 20,600円
	(4) 被けん引自動車	
	ア 営業用	
	(7) 小型自動車であるもの	” 3,900円
	(イ) 普通自動車であるもので最大積載量が8トン以下のもの	” 7,500円
	(ウ) 普通自動車であるもので最大積載量が8トンを超えるもの	” 7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額
イ 自家用		
(7) 小型自動車であるもの	” 5,300円	
(イ) 普通自動車であるもので最大積載量が8トン以下のもの	” 10,200円	
(ウ) 普通自動車であるもので最大積載量が8トンを超えるもの	” 10,200円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額	
税 種 別 割	3 バス(三輪の小型自動車であるものを除く。)	
	(1) 営業用	
	ア 一般乗合用のもの	
	(7) 乗車定員が30人以下のもの	1台につき 年額 12,000円
	(イ) 乗車定員が30人を超え、40人以下のもの	” 14,500円
	(ウ) 乗車定員が40人を超え、50人以下のもの	” 17,500円
	(エ) 乗車定員が50人を超え、60人以下のもの	” 20,000円
	(オ) 乗車定員が60人を超え、70人以下のもの	” 22,500円
	(カ) 乗車定員が70人を超え、80人以下のもの	” 25,500円
	(キ) 乗車定員が80人を超えるもの	” 29,000円
	イ 一般乗合用のもの以外のもの	
	(7) 乗車定員が30人以下のもの	” 26,500円
	(イ) 乗車定員が30人を超え、40人以下のもの	” 32,000円
	(ウ) 乗車定員が40人を超え、50人以下のもの	” 38,000円
	(エ) 乗車定員が50人を超え、60人以下のもの	” 44,000円
	(オ) 乗車定員が60人を超え、70人以下のもの	” 50,500円
	(カ) 乗車定員が70人を超え、80人以下のもの	” 57,000円
	(キ) 乗車定員が80人を超えるもの	” 64,000円
	(2) 自家用	
	ア 乗車定員が30人以下のもの	” 33,000円
イ 乗車定員が30人を超え、40人以下のもの	” 41,000円	
ウ 乗車定員が40人を超え、50人以下のもの	” 49,000円	
エ 乗車定員が50人を超え、60人以下のもの	” 57,000円	
オ 乗車定員が60人を超え、70人以下のもの	” 65,500円	
カ 乗車定員が70人を超え、80人以下のもの	” 74,000円	
キ 乗車定員が80人を超えるもの	” 83,000円	

(その4)

令和5年(2023年)12月1日現在

税目	課 税 標 準	税 率
自	4 特種用途自動車 (1) 霊きゅう車	1台につき 年額 12,000円
	(2) キャンピング車(令和元年(2019年)9月30日までに初回新規登録を受けた自家用に限る。) ア 総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの ウ 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの エ 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの オ 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの カ 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの キ 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの ク 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの ケ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの コ 総排気量が6リットルを超えるもの	” 23,600円 ” 27,600円 ” 31,600円 ” 36,000円 ” 40,800円 ” 46,400円 ” 53,200円 ” 61,200円 ” 70,400円 ” 88,800円
動	(3) キャンピング車(令和元年(2019年)10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用に限る。) ア 総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの ウ 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの エ 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの オ 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの カ 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの キ 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの ク 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの ケ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの コ 総排気量が6リットルを超えるもの	” 20,000円 ” 24,400円 ” 28,800円 ” 34,800円 ” 40,000円 ” 45,600円 ” 52,400円 ” 60,400円 ” 69,600円 ” 88,000円
	車	(4) キャンピングトレーラー及びボートトレーラー(自家用の被けん引自動車に限る。) ア 二輪の小型自動車であるもの イ 三輪以上の小型自動車であるもの ウ 普通自動車であるもの
税	(5) 二輪の小型自動車である被けん引自動車((4)を除く。) ア 営業用 イ 自家用	” 2,400円 ” 3,200円
	種	(6) その他
別	5 三輪の小型自動車 (1) 営業用 (2) 自家用	1台につき 年額 4,500円 ” 6,000円
	割	6 トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるもの(トラックの税率に次の区分に応じ、それぞれを加算した額とする。) (1) 営業用 ア 総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの ウ 総排気量が1.5リットルを超えるもの (2) 自家用 ア 総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの ウ 総排気量が1.5リットルを超えるもの

(その5)

令和5年(2023年)12月1日現在

税目	課税標準	税率
道 固 定 資 産 税	<p>1 人口 5,000人未満の町村・・・・・・・・・・ 5億円</p> <p>2 人口 5,000人以上10,000人未満の市町村 (1) 人口 6,000人未満の場合には5億4,400万円 (2) 人口 6,000人以上の場合には5億4,400万円に人口5,000人から計算して人口 1,000人を増すごとに4,400万円を加算した額</p> <p>3 人口10,000人以上30,000人未満の市町村 (1) 人口12,000人未満の場合には7億6,800万円 (2) 人口12,000人以上の場合には7億6,800万円に人口10,000人から計算して人口 2,000人を増すごとに4,800万円を加算した額</p> <p>4 人口30,000人以上200,000人未満の市町村 (1) 人口35,000人未満の場合には12億8,000万円 (2) 人口35,000人以上の場合には12億8,000万円に人口30,000人から計算して人口 5,000人を増すごとに8,000万円を加算した額</p> <p>5 人口 200,000人以上の市・・・・・・・・・・ 40億円</p>	<p>左の金額を超える部分 の金額 (特例該当分を除く。)</p> <p>1.4/100</p>
狩 猟 税	<p>1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける次の個人 (1) 道民税の所得割額を納める人 (2) 道民税の所得割額を納める人の控除対象配偶者又は扶養親族 (この場合、農業、水産業又は林業に従事している人を除く。)</p> <p>2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける1以外の人</p> <p>3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける次の個人 (1) 道民税の所得割額を納める人 (2) 道民税の所得割額を納める人の控除対象配偶者又は扶養親族 (この場合、農業、水産業又は林業に従事している人を除く。)</p> <p>4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける3以外の人</p> <p>5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人</p> <p>6 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける人</p> <p>7 6の狩猟者の登録を受けている人が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録を受ける人</p> <p>8 狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可(鳥獣の管理の目的とする鳥獣の捕獲等に係るもので、道の区域を対象とするものに限る。)、又は同条第8項の従事者証の交付を受けて当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った人(令和6年(2024年)3月31日までの間に受ける登録に限る。)</p>	<p>16,500円</p> <p>11,000円</p> <p>8,200円</p> <p>5,500円</p> <p>5,500円</p> <p>1～5の各税率の1/4</p> <p>1～5の各税率の3/4</p> <p>1～5の各税率の1/2</p>
核 燃 料 税	<p>1 価額割 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額</p> <p>2 出力割 発電用原子炉の熱出力</p>	<p>8.5/100</p> <p>37,750円/千kW</p>
循 環 促 進 資 源 税	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	1トンにつき
		1,000円

2 道税賦課期日・納期・徴収方法一覧

令和5年(2023年)12月1日現在

税目	賦課期日	納期	徴収方法
道民税	1月1日	6、8、10、1月中(市町村民税と同じ。) 当月分を翌月10日(市町村民税と同じ。) 法人税と同じ(公共法人など4月30日) 当月分を翌月10日 当月分を翌月10日(「源泉徴収選択口座内配当等に係る道民税配当割」については、1年分を翌年1月10日)	普通徴収 給与支払者が特別徴収して納入 申告納付 特別徴収 " "
事業税		第1期 8月15日～8月31日 第2期 11月15日～11月30日 事業年度終了の日から2月以内 中間申告納付にあつては事業年度開始日から6月を経過した日から2月以内	普通徴収 申告納付
地方消費税		個人の場合は原則として3月31日 法人の場合は事業年度終了の日から原則として2月以内	申告納付
不動産取得税		知事が定める納期	普通徴収
道たばこ税		当月分を翌月末日	申告納付、普通徴収
ゴルフ場利用税		当月分を翌月15日	特別徴収
軽油引取税		当月分を翌月末日	特別徴収、申告納付、普通徴収
自動車税環境性能割		自動車の登録をするとき	証紙徴収
自動車税種別割	4月1日	5月15日～5月31日	普通徴収、証紙徴収
鉱区税	4月1日	5月15日～5月31日	普通徴収
道固定資産税	当該年度の初日の属する年の1月1日	4月15日～4月30日 7月15日～7月31日 12月15日～12月25日 翌年2月15日～2月末日	普通徴収
狩猟税	狩猟者の登録を受ける日		証紙徴収
核燃料税		核燃料を挿入した日から起算して2月を経過する日の属する月の末日 4月末日(12月1日から2月末日までの分) 7月末日(3月1日から5月末日までの分) 10月末日(6月1日から8月末日までの分) 1月末日(9月1日から11月末日までの分)	申告納付 " "
循環資源利用促進税		4月末日(1月1日から3月末日までの分) 7月末日(4月1日から6月末日までの分) 10月末日(7月1日から9月末日までの分) 1月末日(10月1日から12月末日までの分)	特別徴収、申告納付